平成20年度

財政健全化審査意見書経営健全化審査意見書

いなべ市監査委員

いなべ市長 日 沖 靖 様

いなべ市監査委員 羽場 恭博 いなべ市監査委員 種村正已

平成20年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る審査 意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年法律第 94 号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された、健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

則	政健全化審査意見書	
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の方法	1
4	審査の結果	1
(1)総合意見	1
(2) 個別意見	1
(3) 是正改善を要する事項	2
絽	営健全化審査意見書	
1	審査の対象	3
2	□ □ ··· //31=3 ···································	
3	H=,;,	
4	審査の結果	3
(1)総合意見	3
	2) 個別意見	
	3) 是正改善を要する事項	

平成20年度財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により算定された平成20年度決算における健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成21年8月5日から平成21年8月19日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から提出された平成 20 年度決算における健全 化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成され ているかどうかを主眼とし、各会計の歳入歳出決算書、関係書類等と照合する とともに、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成 19 年度	平成 20 年度	早期健全化基準	備考
実質赤字比率	- %	- %	(平成19年度)12.86 % (平成20年度)12.91 %	
連結実質赤字比率	- %	- %	(平成19年度)17.86 % (平成20年度)17.91 %	
実質公債費比率	10.5 %	11.9 %	25.0 %	
将来負担比率	50.7 %	76.7 %	350.0 %	

(2)個別意見

実質赤字比率について

平成 20 年度の実質赤字比率は、実質収支額が黒字であったため、比率を算定する必要がなかった。結果、早期健全化基準の 12.91%を下回り、良好な状態であると認められた。

連結実質赤字比率について

平成 20 年度の連結実質赤字比率は、実質黒字又は資金剰余の状況であったため、比率を算定する必要がなかった。結果、早期健全化基準の17.91%を下回り、良好な状態であると認められた。

実質公債費比率について

平成 20 年度の実質公債費比率は 11.9%で、平成 19 年度に比べ 1.4 ポイント上昇しているが、早期健全化基準の 25.0%と比較するとこれを下回り、良好な状態であると認められた。

将来負担比率について

平成 20 年度の将来負担比率は 76.7%で、平成 19 年度に比べ 26.0 ポイント上昇しているが、早期健全化基準の 350.0%と比較するとこれを下回り、良好な状態であると認められた。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成20年度経営健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により算定された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

平成 20 年度いなべ市水道事業会計 平成 20 年度いなべ市下水道事業特別会計 平成 20 年度いなべ市農業集落排水事業特別会計

2 審査の期間

平成21年8月5日から平成21年8月19日まで

3 審査の方法

この経営健全化審査は、市長から提出された平成 20 年度決算における資金 不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されて いるかどうかを主眼とし、各会計の歳入歳出決算書、関係書類等と照合すると ともに、関係職員から説明を聴取し、審査を行った。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

資金不足比率

公営企業会計	平成 19 年度	平成 20 年度	経営健全化基準	備考
いなべ市水道事業会計	- %	- %	20.0 %	
いなべ市下水道事業特 別会計	- %	- %	20.0 %	
いなべ市農業集落排水 事業特別会計	- %	- %	20.0 %	

(2)個別意見

水道事業会計並びに下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計 の平成 20 年度における資金不足比率は、それぞれの会計において資金剰余 の状況であったため、比率を算定する必要がなかった。結果、経営健全化基準の 20.0%を下回り、良好な状態であると認められた。

(3)是正改善を要する事項 指摘すべき事項は特にない。